

事業所の取組事例

令和7年度 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導

札幌市障がい福祉課 指定指導担当係

個別支援計画への位置付け

個別支援計画に基づいた支援内容と加算との関連性

R5年度の集団指導の内容

○個別支援計画等に加算の記載が必要

- ・ 個別支援計画等に**基づき**、～～～
- ・ 個別支援計画等に**位置付けて**、～～～
- ・ 個別支援計画等に**規定し**、～～

R5年度の集団指導の内容

- ・個別支援計画には、事業所の支援の考え方が表現されています。
- ・支援は個別支援計画に基づいて行いましょう。
- ・個別支援計画を形骸化することなく、実態を伴う計画を作成してください。

支援と加算の要件とを関連付けた個別支援計画書を作成

記載内容

個別支援計画に基づいた発達支援について、保護者と連携・相談支援を行うため3か月から6か月に1度、面談を実施し、家族支援加算を算定する。

保育園と本児の心身の状況や生活環境等の情報共有のため会議を月1回程度開催し、情報共有・連絡調整を行うこととし、関係機関連携加算を算定する。

加算の記録

加算のみの独立した記録を作成

記録を独立させるねらい

- ・加算のための支援であることの意識づけ。
- ・通常の支援との明確化。

例：日中支援加算の記録例

○記録用紙の名称
日中活動支援書

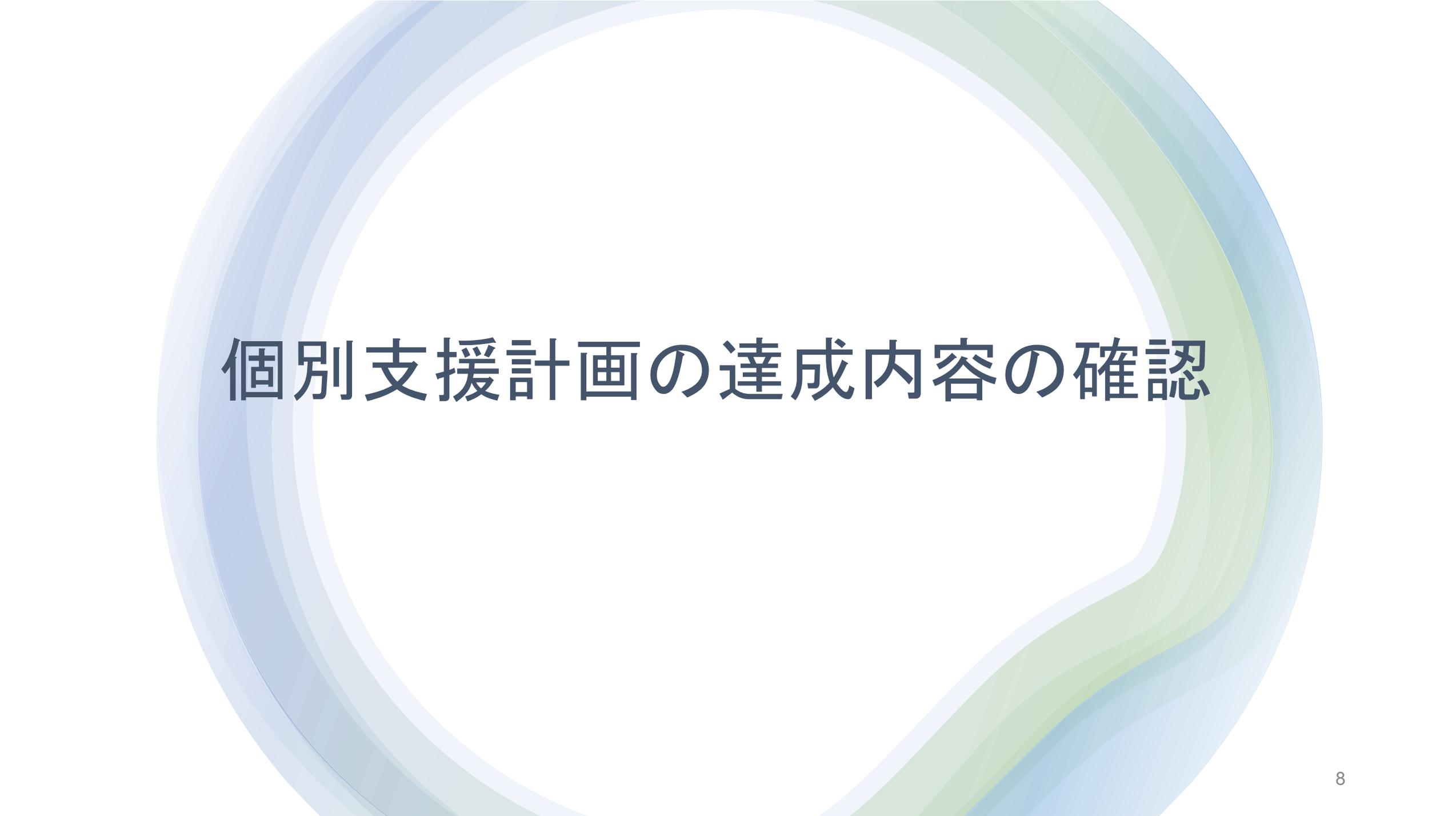
○支援内容を記載

例：通所が困難な時、自宅へ訪問し必要な相談・支援を行う。

必要に応じて、親族等と連絡調整を行う。

○支援内容等を記載

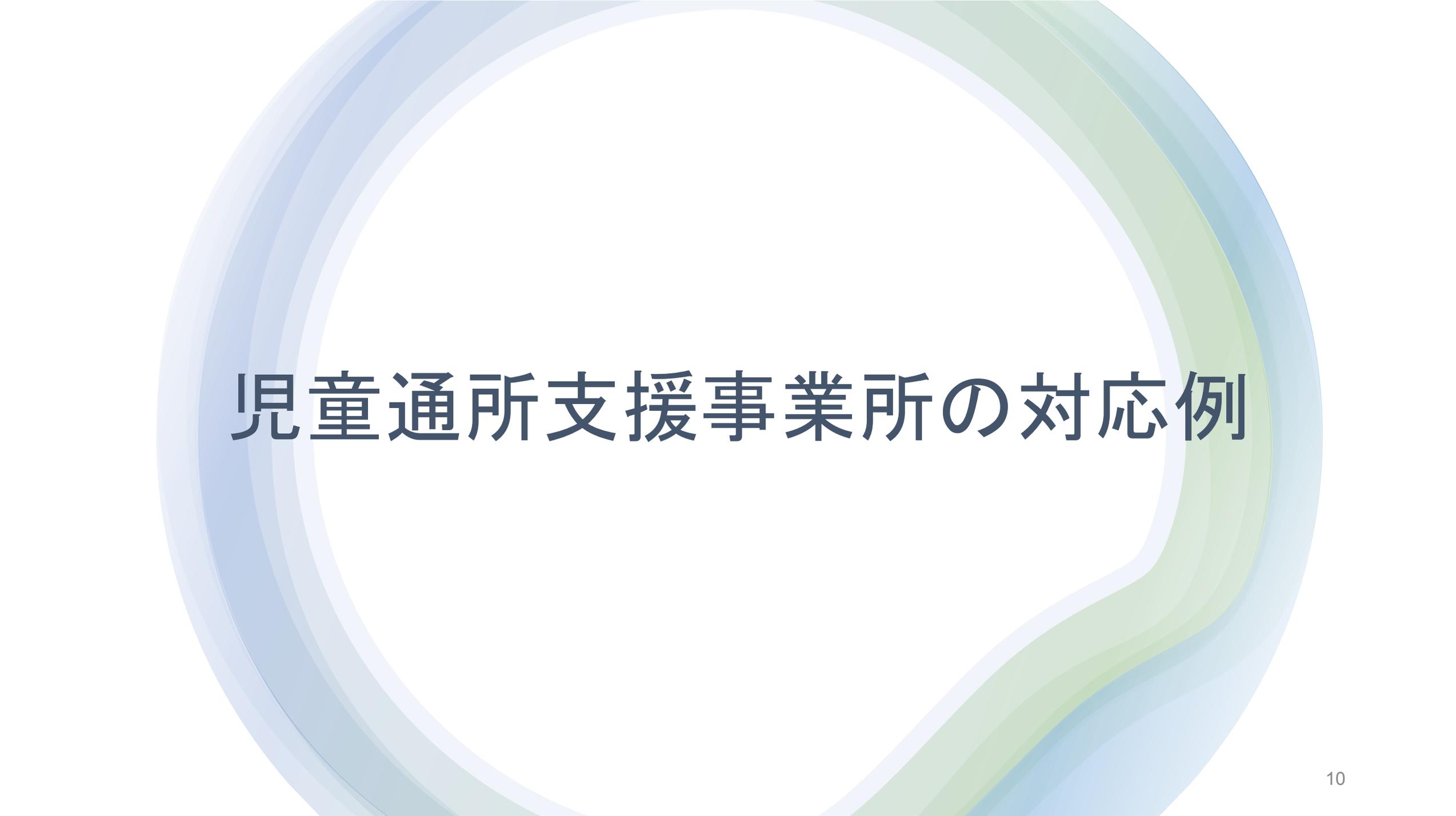
例：対象日、通所が困難な理由、支援の状況等



個別支援計画の達成内容の確認

個別支援計画の達成内容を定期的に確認

- ・個別支援計画の目標達成度を定期的に確認。
- ・達成度の記録を作成することで、個別支援計画が形骸化しないよう心掛けている。
- ・利用者の状態像の変化に気付きにくい居住系・入所系の事業者が、小さな変化も見逃さないための取り組み。



児童通所支援事業所の対応例

保護者とのコミュニケーションの構築

- ・食事の様子を保護者に提供。
- ・保護者と直接面談。
- ・保護者との信頼関係の構築は適切な発達支援を行う上で必要不可欠。